

令和3年第1回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月26日(火) 開会 午後 1時32分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申について

議案第4号 農地法第3条の規定に係る競売の買受適格証明について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 岩田孝三郎 中村郁夫

清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第1回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、中村義男推進委員です。

それでは、会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、2番、平塚尚吾委員、3番、吉川光彦委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第5号2番は、議長である私、中島敦夫が当該事案の審議開始から終了まで退席させていただくことになります。私が退席の間は、会長代理である4番、久保田勝委員に議長を務めていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。

担当、2番、平塚尚吾委員、説明をお願いいたします。

○農業委員2番（平塚尚吾君）

2番、平塚です。議案第1号、1番についてご説明申し上げます。

1番、当事者、○○○○○○○○○○、○○、○○○○○○○○○○。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。下藤沢下原○○○—○、畑、796、同じく○○○—○、畑、317、同じく○○○—○、畑、211、計1,324平方メートル。申請理由、申請人は、申請地周辺の駐車場が不足していることから、近隣住民のための駐車場を設置すべく申請する。摘要、駐車場。

提出された理由書を読み上げさせていただきます。理由書。申請地、入間市大字下藤沢

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、清水裕司委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（清水裕司君）

藤沢地区推進委員の清水です。

今、平塚委員が申されたとおり、22日の日に現地を確認してきました。周りは住宅に囲まれていまして、周辺の農地は全くありませんので、何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第1号の1番については、申請人の所有農地に近隣住民を対象とする賃貸駐車を設置するための農地転用許可申請でございます。都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、隣接する農地はなく、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請による事業の目的を達成することができる」と認められないに該当いたします。

また、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については造成費等の経費を〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、

明の審議後に、埼玉県へ進達し、同年11月17日に県から買受適格証明が出ております。その後、申請人が、裁判所の入札で最高価買受申出人となったことから許可申請に至ったものでございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地でないことから、第2種農地に該当いたします。

これらを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地取得費等については〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。

なお、申請地は、現在、農地法の許可を得ずに農地以外の利用がなされている状態となっておりますので、譲受人が現地を是正した後に、転用目的どおりの利用を行う旨の誓約書が提出されております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

田嶋委員。

○農業委員6番（田嶋正明君）

車両の進入方法は、これどういう感じになっていますか。

○事務局

皆様のお手元のほうに案内図がございますが、こちらの北、北西のほうです。北西にあ

る道路が入間市の幹線道の道路になっておりまして、幅員がある程度、5メートル、6メートルぐらいですか、車が対向して走れる道路になっておりますので、そこから出入りができるような状態となっております。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

この細長いところ。

（いや違います。の声）

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

そうではなくて上のほう。

○事務局

こちらのお手元のほうのこの部分が幹線の道路になっておりまして、こちらは細い市道がありまして、ただこの土地がこういう形で青と赤の土地で、土地の形になっておりまして、こちらは細い市道が通っているような状況なのですけれども、そちらではなくて、こちらの北西のほうから出入りするような形となります。

以上でございます。

○議長

ほかにありませんか。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

アスファルトと砂利敷となっているけれども、どういう理由でこうなのか。これアスファルトも自然浸透になったのなら、そういうふうなアスファルトの土地、雨水は自然浸透ですか。

○事務局

そうですね。境のところで浸透させるような形になっているかと思っておりますので、碎石敷のところでも浸透させるような形に。この図面でいう青でなくて、赤い色のところが碎石敷の場所となっておりますので、そちらのところから雨水のほうを浸透させる形になっております。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

よくブロック等が周りにこうやって、砂利が特に道路のほうに出ないような、そういうことはあるのですか、砂利敷の場合。

○事務局

理由として、建築業者が変わり、他の新築住宅をいろいろ見ているうちに、平屋建ての住宅に気持ちが変わったためであります。当初計画では、駐車場を家族分、来客分としていましたが、家庭菜園を設けたいと思い、3台に変更いたしました。

せつかく許可をいただいたのに、誠に恐縮でございますが、住宅を建てるために許可くださいますようよろしくお願いいたしますという内容でございます。

以上のとおり、2階建て住宅を平屋建て住宅に変更する内容を中心とした計画変更申請であり、周辺農地への影響等に特段の変更はございません。特に問題はないものと考えられますが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。

吉川委員の説明どおり、周辺農地の利用に問題はないと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、許可後の計画変更の承認検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第3号の1番については、農地法第5条の規定による許可後の計画変更による申請でございます。

当初、申請人は、申請地へ自己用住宅を設置する目的で、平成30年7月18日に農地法第5条の転用許可を得ましたが、2階建てから平屋建ての住宅へと計画内容に変更が生じたため、本案件による変更申請となりました。農業委員会での審議後、県の承認を得て、計画変更をするものでございます。

変更内容につきましては、住宅が平屋になったことによる建築面積の増加及び、それに伴う敷地レイアウトの変更が主なものでございます。

県からは本計画変更による申請内容で支障ないとの判断が出ております。

都市計画法においては、〇〇〇〇〇が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号、市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については土地取得費、建築費等の経費を〇〇〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。このほか一般基準についても全て合致しております。

つきましては、周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

はい。

○農業委員6番（田嶋正明君）

今までこれらの計画変更だから載っていないのかどうか知らないのだけれども、要するに家が建てられる場所とか家庭菜園をする場所とか何も資料がないのだけれども、その辺はどうなのですか。

○議長

はい。

○事務局

計画前の許可を取ったときの土地利用の計画図なのですけれども、農業委員会のほうで

資料を提供させていただいているのは、本日の例えば資材置場とか駐車場、そういったものにつきましては規模の小さいものから一応提出はさせていただいているのですけれども、戸建ての住宅については資料が多くなってしまうということで、今まで提供のほうはさせていただいていないものですから、前のが出して、今回のも出してという比較がちょっとできないものですから、このたび、資料としては付けてはいないような状況でございます。

以上でございます。

○議長

田嶋委員。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

建築面積の 53 でしょう。全体の面積が 341。だからどの辺に、どういうふうなものを造るのかなと思って、駐車場とかそういうのはどんなふうになるのかなと思って、ただ聞いてみただけです。

○事務局

53 で、階数が 2 階建ての住宅だったものですから、それで今回につきましては平屋にしたものですから、ほぼその分が増えたということ。それと、前のこちらのほうは、土地のほうがちょっと東西に細長い土地になっておりまして、西側のほうが車の駐車場、それから東側のほうが住宅というような形になっておりました。ですので、土地の面積の割にちょっと建物が小さいというのは、前回の許可のときもあろうかとは思いましたが、土地の周りの例えば南側の庭なりがちょっと取れなくなったとか、建坪が大きくなったものから、その辺の変更ということで、ちょっとその辺は図面として表しているものはないような状態でございます。

以上でございます。

○議長

よろしいですか。

（はい。の声）

○議長

ほかになければ質疑を終わり、採決いたします。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は、計画変更・承認申請の意見具申でありますので、承認相当として県に進達いたします。

続きまして、議案第4号 農地法第3条の規定に係る競売の買受適格証明についてを議題といたします。

この議案については、初めに事務局に説明を求め、その後、担当委員の説明をお願いします。

それでは、1番を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案第4号の1番については、申請人が、農地法第3条の適用を受ける農地の競売に参加することが適格であることの買受適格証明でございます。

買受適格証明は、農地の競売等に係る入札において、申請人に参加資格があることを証明するものでございますが、農地法では農地の権利設定や権利移転について制限があるため、裁判所などの入札実施者側が、当該買受適格証明書により、入札者が農地法第3条許可を得られる者であることをあらかじめ確認することで、落札後に許可が得られない者と判明し、売買が成立しなくなることを防ぐものとなっております。このため、審議では農地法第3条許可相当であることの審査が求められます。

それでは、議案書を読み上げます。1番、当事者、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。宮寺三本桜〇〇〇〇—〇、畑、711平方メートル。申請理由、申請人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。摘要、自115アール。提出先、さいたま地方裁判所川越支部。

議案書の読み上げは以上でございます。

○議長

続いて、担当3番、吉川光彦委員、説明願います。

○農業委員3番（吉川光彦君）

1件ごとに、〇〇〇〇だけ。

○事務局

はい、1件ごとで。

○農業委員3番（吉川光彦君）

3番、吉川です。1番についてご説明いたします。

本件は、今、事務局説明ありましたように、さいたま地方裁判所川越支部による期間入札の公告に伴う農地法第3条の規定に係る競売の買受適格証明申請が2名の者から出された議案でございます。期間入札の公告による物件目録の不動産につきましては、本議案、畑711平米のほか、案内図をちょっと御覧いただきたいのですが、細引きの南北の農地に奥まった16号寄りのところに宅地774.96平米、それから居宅、物置等を含むものであります。畑部分に関して買受けが適格であるかどうかという内容の議案であります。

現地の確認は、1月21日、岩田推進委員とともに行っております。当事者1の〇〇〇〇〇〇でございますが、〇〇〇、自作地1万1,553平米を耕作し、その内訳は茶園普通畑1万299平米、栗の樹園地1,254平米、所有する農機具は耕運機2台等々を備えています。引き続き茶園として管理していくというお話であります。農作業歴は30年でございます。適格であるというふうに考えられますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。

吉川委員の説明どおり、今後、畑地として利用するということですので、適格であるというふうに問題はないと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

それでは、農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

吉川委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は122アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地の耕作状況は、現在、茶畑であり、許可後も茶畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

買受適格者証明を行うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成です。

本件は適格であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

初めに、事務局から説明を願います。

○事務局

議案第4号の2番については、申請人が農地法第3条の適用を受ける農地の競売に参加することが適格であることの買受適格証明でございます。本案件についても、審議では農地法第3条許可相当であることの審査が求められております。

それでは、議案書を読み上げます。2番、当事者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇。土地の表示は、1番の案件と同じ場所であるため、読み上げを省略させていただきます。申請理由、申請人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。摘要、自113アール。提出先、さいたま地方裁判所川越支部。

20アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致いたします。申請地の耕作状況は、現在、茶畑であり、許可後も茶畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○農業委員1番（友野秀一君）

万一、この2番の方が落札した場合、通り切れると言っていますが、この距離的な問題やなんかを考えると、いささか茶園を甘く考えているようなので、条件をつけたほうがいいと思います。農業委員会より雑草勧告を絶対に受けない草丈以上にしないという一筆入れていただかないとちょっと安心できないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長

ただいまの意見どうでしょうか。

○事務局

今回のものにつきましては、入札に参加するための証明で、内容的には3条の許可という形になっておりますので、この後、もし入札でその方が通ったということであれば、3条の許可を申請されます。その際に、もしでしたらそちらのものを申し入れるという形であれば、今回、あくまでも3条の許可を取れる方であるかどうかという証明になりますので、実際にその方が買えるというか、買えたということではないものですから、改めて許可申請が必要となるようなものでございますので、許可の際に草にしないという申入れをするという形であれば可能かなと思うのですが、ただ法的に、これから発生するかもしれないことなので、許可条件の中にはちょっと入れることは難しいのかなと思いますので、ただ農業委員会としてこういうおそれがあるので、遠方の方ですので、通り切れないとやはり草もかなり伸びますので、その辺申入れをするということは可能だと思います。

以上でございます。

○農業委員 1 番（友野秀一君）

別に法的にこの方が落札することは可能なので、草を管理する、しないは、していくと言われればそれまでで拘束できないのですから、許可条件の中に法的に入れられないものを今後の許可申請を落札した場合、条件として付け加えて、法で取り締まれないだけに、どこかでは確約をさせていただきたいというのが、委員会からとしてそのときに必ず付け添えていただきたいというのは、私としてはしたほうがいいとは思っています。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

○事務局

そうですね。これから許可がもし取れれば……

（入札……。の声）

○事務局

入札は、一応開札の予定が 2 月 18 日になりますので、この後、証明が本日、これで審議されて、よろしいということが出れば、その証明を添付して入札に臨まれますので、また取った後に出てきますので、その辺はちょっと 3 月か 4 月ぐらいには許可のほうがありますので、その際にちょっと誓約書的なものを出していただけるよう、それはお願いさせていただければと思います。

○農業委員 1 番（友野秀一君）

はい、ではそれでよろしくお願いします。

○議長

ほかにありませんか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

買受適格証明を行うことに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は、適格であることの証明を行うことに決定いたしました。

なお、本議案の1番、2番について証明を受けた当事者のいずれかが競売の入札で最高価の買受人となった場合、改めて農地法第3条の規定による許可申請が行われ、委員会で同法の規定による許可申請について審議いたします。

次に、議案第5号に移りたいと思います。相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

本議案は、筆数が多いため、担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件番号、相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるようお願いいたします。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当9番、加藤敏夫委員、説明を願います。

○農業委員9番（加藤敏夫君）

9番、加藤です。議案第5号の1についてご説明いたします。

当事者、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順でございますが、地番について省略させていただきまして、筆数でご説明いたします。11筆、合計1万300平米でございます。今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

21日に宮岡推進委員と現地確認と電話での聞き取り調査を行いました。〇〇〇〇の耕作状況ですが、製茶業を行っており、労働力は〇〇と〇〇〇、製茶時期に〇〇〇〇〇が来るとのことでございます。農業機械は乗用摘採機、防除機、耕運機3台、普通トラック2台を有しており、圃場も大部分が茶園で、きれいに管理されております。今後も農業経営を行っていくのに問題ないと思われまます。よろしく審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宮岡康光君）

ただいまの加藤委員の説明のとおりでございます。特段問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、12番、私、中島敦夫は退席いたします。

議長を交代するため、暫時休憩とします。

(会長代理と議長交代)

(12番 中島敦夫会長退席)

休憩 午後 2時00分

○臨時議長

それでは、会議を再開します。

再開 午後 2時01分

○臨時議長

担当、10番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員10番(中島伸吉君)

10番、中島です。

議案第5号の2番について説明をさせていただきます。なお、読み上げについては一部省略とさせていただきます。

それでは、読み上げさせていただきます。2番、相続人氏名、〇〇〇〇。土地の表示なのですけれども、筆数がかかなり多うございまして、中神の山王塚〇〇〇—〇から一番下の根岸の中畑〇〇〇—〇まで23筆ございます。合計面積が2万5,641平方メートルです。引き続き農業を行っている旨の証明となります。相続開始年月日が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。

1月25日に現地確認と〇〇〇〇〇〇から現地にて話を伺ってまいりました。内容としては、農地の耕作状況ですが、農地は非常によく管理されていて、〇〇〇〇〇〇〇も非常に熱心であり、昨年受賞の農林水産大臣賞もその表れと思われまます。農機具等もトラック、軽トラック、乗用茶刈り機、乗用防除機等そろっております。特に問題はないと思われまますが、よろしくご審議くださるようお願いいたしまます。

以上でございます。

○臨時議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありまましたが、今後も引き続き農業経営を行うものと認められまますので、適格者として認めることについてご異議はありませんか。

(異議なし。の声)

○臨時議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしまました。

ここで、12番、中島敦夫会長の退席を解除し、議長を交代するため暫時休憩といたしまます。

(会長と議長交代)

(12番 中島敦夫会長復席)

休憩 午後 2時23分

○議長

それでは、会議を再開いたしまます。

再開 午後 2時24分

○議長

議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について議題といたしまます。

この議案については、初めに事務局の説明を求め、その後、担当委員の説明を願いまます。

事務局による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号、当事者の氏名、筆数、面積のみを読み上げるようお願いいたしまます。

また、議事録における土地の表記等は、巻末に議案書を添付することで対応いたしまます。

それでは、1番を議題といたしまます。

事務局から説明願いまます。

○事務局

議案第6号の1番は、先月、ご審議いただきました特定生産緑地への移行に伴う生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について、市から追加の証明依頼があったものでございます。証明する内容は、先月の議案と同様、議案書の当事者の方が生産緑地の農業の主たる従事者であることを示すことの証明でございます。特定生産緑地に指定する予定の生産緑地は、議案書の土地の表示欄に記載の農地となります。また、特定生産緑地指定希望の申出をしたものは、議案書の当事者欄に記載の方でございます。

それでは、議案書のほうを読み上げさせていただきますが、一部読み上げを省略させていただきます。

議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について。生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき特定生産緑地として指定する予定の生産緑地について、特定生産緑地の指定を希望することを申し出た者が、同法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者に該当することを証明するもの。

1番、当事者、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,336平方メートル。

以上でございます。

○議長

続いて、担当7番、増田恒治委員、説明願います。

○農業委員7番（増田恒治君）

議案第6号の1番について、現地を確認したことを説明します。7番、増田です。

1月21日に山畑推進委員と電話確認並びに耕作状況の現地確認を行いました。聞き取りや現地確認を行ったところ、申出者の農地は適正に管理されておりました。申出者が主たる従事者であることを確認いたしました。このことから農業の主たる従事者証明の交付について問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

豊岡地区推進委員の山畑でございます。

ただいま増田委員が説明されたとおり問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明でございます。この主たる従事者と認めることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。それでは、ここでちょっと休憩を挟みたいと思います。10分間の休憩でよろしいですか。

(はい。の声)

○議長

それでは、2時40分まで休憩とさせていただきます。

休憩 午後 2時29分

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午後 2時44分

○議長

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件番号のみ、借受人及び貸付人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明願います。

○農業委員3番(吉川光彦君)

3番、吉川です。

議案第7号、1番についてご説明申し上げます。読み上げにつきましては、一部省略をさ

させていただきます。

1番、借受人、株式会社〇〇〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇〇。筆数、2筆。面積、3,820平米。利用権種類、賃借権。

1月21日に岩田推進委員とともに耕作状況を確認してまいりました。本議案は、基盤強化法第18条更新案件でございます。現状においても良好な利用管理がされております。株式会社〇〇〇〇〇〇は、宮寺地区の基幹的法人であり、トラクター、軽トラック、耕運機、ネグスコッパー、定植機等々を備えており、利用権の設定に何ら問題はないと考えられますが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。

現地は野菜畑として現在も利用され、適正に管理されておりますので、今後の管理にも問題はないと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第7号の1番は、賃借権による更新の利用権設定でございます。利用権設定を行う借受申出人は、農業経営を行う一般の法人であり、解除条件を付して借り受けるものでございます。

借受人の申請地を含めた現在の経営面積は214アールであり、その農地を全て耕作しております。農作業従事日数は、150日以上でございます。吉川委員さんから説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める条件である農地を全て効率的に耕作すること、法人である場合は業務執

行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること、かつ農地を適正に利用していない場合は貸借を解除する旨の条件が定められていることなどに合致しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明願います。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。

議案第7号、2番についてご説明いたします。なお、読み上げにつきましては、一部省略をいたします。

借受人、〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、3,777平方メートル。利用権の種類は、使用貸借権です。内容は、普通畑。期間は、令和3年2月1日から5年間。借賃、なし。摘要は、新規です。

〇〇〇〇より聞き取りを行いました。〇〇〇及び〇〇〇にて野菜栽培を行っており、〇〇〇及び〇〇〇給食センターなどへ出荷をしております。また、近隣のスーパーなどへも野菜を出荷しております。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、3か所の圃場を借りており、サトイモ、ニンジン、ネギを栽培しております。農機具につきましては、耕運機5台、トラクター8台、トラック2台、各種管理機を所有しております。作業は〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇で賄っております。圃場の位置は、狭山ゴルフ場南側道路から200メートルのところにあります。現地確認を行いました。圃場は茶が抜根されており、いつでも野菜等の作付ができる状態となっております。周囲の農地への問題もないものと思われます。

また、本日、中村推進委員が急遽欠席となりましたが、問題はないとの意見を既に聞いて

おりますので、併せてよろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第7号の2番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。友野委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は63アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借り受ける農地は3,777平方メートルで、合計101アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明願います。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。

議案第7号、3番についてご説明をいたします。内容につきましては、一部省略をいたします。

借受人、有限会社〇〇〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,453平

方メートル。利用権の種類は、使用貸借権です。内容は、普通畑。期間は、令和3年2月1日から5年間。借賃、なし。摘要は、新規です。

先日、〇〇〇〇〇〇〇〇に耕作状況の聞き取りをいたしました。〇〇〇〇〇〇〇〇では、入間市内のほか他市町村含め数か所の圃場を借りており、代表の〇〇〇〇〇〇と、そのご家族で各種農産物を栽培しております。農機具につきましては、コンバインのほか数台のトラクター、トラック、耕運機と各種管理機を所有しております。農作業は〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇にて賄っております。圃場の位置は二本木公民館より南東200メートルほどにあり、隣接の西側は当人所有の圃場となっております。

現地確認を行いました。現在は茶園ですが、近々抜根を予定しており、大豆等の主穀類を作付する予定だそうです。周囲の農地への問題もないものと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

また、先ほど同様に、中村推進委員より問題はないとの意見も聞いておりますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願ひます。

○事務局

ただいまの議案第7号の3番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。友野委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は525アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借り受ける農地は1,453平方メートルで、合計539アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。利用権の設定であり、基本的構想における要

件が具備されているものと認められますので、承認することに異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。

4番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

借受人、〇〇〇〇、貸付人、〇〇〇〇。筆数、1筆。1, 510平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

先日、現地を確認してまいりました。また、電話で話を伺いました。申請地は入間市消防署の西隣にあり、お茶畑でした。〇〇〇〇は、お茶工場をされており、農機具も1.5トンのトラック、乗用防除機、摘採機等一式そろっており、お茶畑として使うということで特に問題はないと思われませんが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(堀井正信君)

推進委員の堀井です。

適切に茶畑が管理されており、何ら問題ないかと思われまます。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願ひします。

○事務局

議案第7号の4番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。久保田委員さんの説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は232アールで、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借受ける農地は1,510平方メートルで、合計247アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出は4件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出は2件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については9件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規定第5条により報告第1号、第2号、第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午後 2時58分